

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び宇陀市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和三年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

宇陀市

二 調査を行った期間

五條市 平成三十年四月一日から令和元年八月二十一日まで
宇陀市 平成三十年四月一日から令和二年一月三十一日まで

三 成果の名称

五條市大澤町Bの一部の地籍図及び地籍簿
宇陀市榛原下井足の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市大澤町Bの一部の地域
宇陀市榛原下井足の一部の地域

五 認証年月日

令和三年六月二十四日